

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	①パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	母子保健事業 育児支援事業	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援します。	継続	保健医療課	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・ハッピー親子講座「クローバー」等を実施し、子どもの発達や発育について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。 パパママ教室は日曜日に開催することで、夫婦(パートナー)が揃って参加しやすい環境を整えます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、子育て相談は予約制にて実施、離乳食教室は参加数を限定して実施します。	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室等を実施し、子どもの発達や発育について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。 パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室の参加を増やします。		
		②家庭教育力、家庭養育力の向上	(子育て支援課) 子育てすこやかセンター 管理運営事業	家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業として、平日が仕事の父親にも参加しやすい「日曜講座」を実施し、家庭の養育力の向上を図ります。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」をおおむね月1回開催するとともに、うち2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 家庭教育力を高めるため家庭教育学級等の事業を実施します。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」を月1回開催するとともに、内2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。		
<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体、ボランティア団体等においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこほこらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこほこらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。 										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度 令和2年度(最終) 資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭と地域における子育て力の向上	③育児支援に係る講座等の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・ほめ方ワーク事業 (子育て支援課) にこにこ育児推進事業	子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。 例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。子どもが泣くことへの理解と対処の方法、正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さを感じることでできる親子のコミュニケーションの機会等を提供します。 また、子育てすこやかセンター事業として、子育て講座を開催します。	継続	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。 子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施します。 (子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象にほめ方講座を開講します。府のペアレントトレーニング養成講座を受講した支援員を講師とします。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を開講し、地元医師に講師を依頼します。 子育てすこやかセンターでは、子育て講座として、年間計画を立てて各種講座を開催します。	(社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。 子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えて悩む保護者が、具体的な対処方法を学び実践することを目的に実施します。 (子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、特に幼児の保護者を対象にほめ方講座を開講します。府のペアレントトレーニング養成講座を受講した支援員を講師とします。また、乳幼児の親を対象とし、救急医療の受診等について学ぶ「医療のかかり方講座」を開講し、地元医師に講師を依頼します。 子育てすこやかセンターでは、子育て講座として、毎月各種講座を開催します。		
		④子育て広場事業の充実	子育てすこやかセンター管理運営事業	就園前の乳幼児の親子を対象として、絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育みます。 また、育児相談、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師等を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。	継続	子育て支援課	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 読書ボランティアによる「お話し会」や、専門家による「子育て講座」「子育て広場0歳～」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的開催します。	利用者が温かく迎え入れられ、利用者にとって快適な居場所となるような居場所づくりや、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 読書ボランティアによる「お話し会」や、保健師・栄養士が講師の「子育て講座」「子育て広場0歳～」、助産師による「ベビーマッサージ」等の講座を定期的開催します。		
		⑤乳幼児と地域の子どものふれあいの推進	子育てつどいの広場事業	小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、小・中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いを知る機会を設けます。 小・中学生がいのちの大切さや出産・子育てについて学ぶとともに、子育て中の親子が地域のつながりを持ち、子どもの成長を見通すことのできる機会とします。	新規	子育て支援課	委託の子育てひろばにおいて、令和元年度から中学校でのひろば開設を行い、小・中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けています。小・中学校と調整しながら、ひろば開設の小・中学校を増やしていきます。	委託の子育てひろばにおいて、令和元年度から中学校でのひろば開設を行い、小・中学生と子育て中の親子がふれあう機会を設けています。小・中学校と調整しながら、ひろば開設の小・中学校を増やしていきます。		
		<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり)</p> <p>民間団体、ボランティア団体等においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人グローアップ：市からの委託により毎週5回ほこほこら八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこほこらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで：毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ：毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス：毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン：不定期で親子で集える居場所を美山町内で開設。 								
⑥子育てに関するNPO法人、ボランティア、サークルとの連携	つどいの広場事業 利用者支援事業 産前・産後サポート事業	地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取り組みを協働で進めます。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 さらに、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	継続	子育て支援課	子育て支援を主たる活動目的とする市内NPO法人はグローアップのみです。グローアップには「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の子育て支援を担ってもらっています。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループの活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行い、適宜市職員が行事に参加し、協力します。各団体と情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 子育てに関係する市内各団体等で集まる南丹市子育てサークル意見交流会を開催し、交流を深めます。	子育て支援を主たる活動目的とする市内NPO法人はグローアップのみです。グローアップには「つどいの広場事業」「利用者支援事業」「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の子育て支援を担ってもらっています。 また、子育てに関係するボランティアやサークルグループの活動等については、市の広報紙やホームページで広報を行い、適宜市職員が行事に参加し、協力します。各団体と情報提供や交流等の機会をもち、協働の視点で連携するとともに地域での子育て支援活動を促進します。 子育てに関係する市内各団体等で集まる南丹市子育てサークル意見交流会を開催し、交流を深めます。				

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度 令和2年度(最終) 資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	①時間外保育事業(延長保育事業)	公立保育所運営事業	早朝と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応します。	継続	子育て支援課	公立保育所 保育標準時間(8時～19時):7時30分～8時 保育短時間(8時30分～16時30分):7時30分～8時30分 16時30分～19時 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。 ※私立保育施設については園の規定により延長保育の時間、利用料を設定しています。	保育標準時間(8時～19時):7時30分～8時 保育短時間(8時30分～16時30分):7時30分～8時30分 16時30分～19時 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。		
		②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業	市内7か所(園部2、八木2、日吉2、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。 低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や学校近辺での新設等、学校や関係機関との連携・調整などにより、引き続き実施体制の強化を図ります。	継続	社会教育課	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。 既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図り、八木地域で令和2年度に、園部地域では令和3年度に学校内に新施設の整備を行います。また、令和4年度には八木地域で、学校隣接地に新施設の整備を行います。認定資格研修への受講については、受講資格があるものは、順次受講しています。	平成30年度から全学年を対象に受け入れを実施しています。 既存施設の利活用をはじめ、新たな施設での開設等、学校との連携・調整などにより、実施体制の整備を図り、八木地域で令和2年度に、園部地域では令和3年度に学校内に新施設の整備を行います。また、令和4年度には八木地域で、学校隣接地に新施設の整備を行います。認定資格研修への受講については、受講資格があるものは、順次受講しています。		
		③子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	地域子育て支援事業(子育て短期支援事業)	児童養護施設に委託し、保護者が児童の養育が困難になった場合、児童の養育を行います。	継続	子育て支援課	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。 ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。 養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、施設と連携していきます。 令和3年度からは委託先の児童養護施設を増やし、よりニーズに対応できる体制を整えます。	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。 ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。 養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、施設と連携していきます。 令和3年度からは委託先の児童養護施設を増やし、よりニーズに対応できる体制を整えます。		
		④地域子育て支援拠点事業	子育てすこやかセンター管理運営事業	直営による子育て広場事業は子育てすこやかセンターで、民間(NPO法人等)委託による子育て広場事業は八木地域を拠点として、園部、日吉、美山地域に出張して実施します。 絵本の読み聞かせや遊びの紹介などには、社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、地域との交流、世代間の交流を図ります。 今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めます。	継続	子育て支援課	直営拠点として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。 委託拠点として、NPO法人グローアップが運営し、ぼこぼこくらぶ(八木町)を開設しています。園部・日吉・美山で出張ひろばを実施しています。 子育てすこやかセンターとぼこぼこくらぶ八木を2箇所の常時開設拠点として維持しながら、市域全体で出張開設し、居場所の提供に努めます。	直営拠点として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。 委託拠点として、NPO法人グローアップが運営し、ぼこぼこくらぶ(八木町)を開設しています。園部・日吉・美山で出張ひろばを実施しています。 子育てすこやかセンターとぼこぼこくらぶ八木を2箇所の常時開設拠点として維持しながら、市域全体で出張開設し、居場所の提供に努めます。		
		⑤一時預かり事業	公立保育所運営事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業を実施します。	継続	子育て支援課	公立保育所では、園部・城南・八木中央・八木東・日吉中央・胡麻・みやま・知井保育所で、緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。 令和4年度より民間保育施設での事業実施を目指します。	公立保育所では、園部・城南・八木中央・八木東・日吉中央・胡麻・みやま・知井保育所で、緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。		
<p>【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても一時預かり事業を実施されています。 ・NPO法人グローアップ:一時保育バンビ</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度 令和2年度(最終) 資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑥病児・病後児保育事業	病児保育事業	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 ①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。	継続	子育て支援課	保育所や幼稚園を利用する保育の必要な子どもが病気で集団保育ができない時に利用できる病児対応型の病児保育室を令和3年度に京都中部総合医療センター内に開設し、利用開始をめざします。	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 京都中部総合医療センターでの開設、私立保育所での事業実施等について協議を進め、令和3年度からの病児対応型・病後児対応型での実施をめざします。		
		⑦ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。令和元年度から新規会員の初回利用に限り、4時間分の利用料全額助成を開始しています。 今後も事業を必要とされている方への周知を図ります。	継続	子育て支援課	子育てすこやかセンターを窓口とする市直営事業です。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会を実施します。事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行います。提供会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。	子育てすこやかセンターを窓口とする市直営事業です。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会を実施します。事業の周知を目的として、放課後児童クラブ入部説明会で、事業紹介を行います。提供会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。		
		⑧乳児家庭全戸訪問事業	母子保健事業	育児についての正しい知識の普及を図り、様々な不安を解消して育児を支援するため、生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問しています。 乳児の身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介するとともに、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援を行っています。 出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。長期里帰りの場合は、希望に応じて里帰り訪問の依頼を行います。	継続	保健医療課	妊娠届時に出生時のはがき通知、乳児訪問の説明をしています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。 母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。 全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。前期健診までに訪問していますが、なるべく早期訪問します。里帰りや入院中、訪問の拒否等での未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援等を行います。	妊娠届時に出生時のはがき通知、乳児訪問の説明をしています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。 母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。 全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。前期健診までに訪問していますが、なるべく早期訪問します。里帰りや入院中、訪問の拒否等での未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援等を行います。		
⑨妊婦健康診査	妊産婦健康診査事業	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行します。 受診券は、京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応しています。 妊婦歯科健診の公費負担制度として、1回分の妊婦歯科健診受診券を発行します。南丹市内の歯科医院で利用することができます。	継続	保健医療課	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 令和2年度より、多胎妊婦については基本健診6回分、超音波検査3回分を追加交付し、健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 京都府外での受診には、償還払いで対応します。 すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産が迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 令和2年度より、多胎妊婦については基本健診6回分、超音波検査3回分を追加交付し、健康管理と経済的負担の軽減を図ります。 京都府外での受診には、償還払いで対応します。 すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産が迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。				

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑩養育支援訪問事業	母子保健事業 地域子育て支援事業	妊産婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に訪問支援員を派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図ります。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心がけます。また、養育支援対象の子ども健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図ります。	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心がけます。また、養育支援対象の子ども健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事の援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図ります。		
		⑪利用者支援事業	地域子育て支援事業 (利用者支援事業)	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。保健医療課が実施する母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。	継続	子育て支援課 保健医療課	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。 ①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。 ②特定制：主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。 ③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。 南丹市では、「基本型」を「ほこぼくらぶ」「子育てすこやかセンター」で実施し、「母子保健型」を保健医療課で実施します。「基本型」と「母子保健型」が連携し、「子育て世代包括支援センター」として取り組みます。	(子育て支援課・保健医療課) 利用者支援事業は、以下の3類型からなり、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。①基本型：利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用。②特定制：主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型：保健師等の専門職が全ての妊産婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。保健センターを活用。平成27年度に「基本型」1か所を拠点施設(ほこぼくらぶ)で開始し、平成28年度にさらに1か所を拠点施設(子育てすこやかセンター)で「基本型」を開始しました。平成30年度から保健医療課で「母子保健型」を開始し、「基本型」と「母子保健型」の連携により「子育て世代包括支援センター」の仕組みができています。		
		⑫実費徴収に係る補足給付事業	子どものための教育・保育給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。	新規	子育て支援課	各施設事業者において実費徴収を行うことができる①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施します。	各施設事業者において実費徴収を行うことができる①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。低所得世帯の負担軽減につながるよう対象者に対して事業を実施します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度 令和2年度(最終) 資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(3) 仕事と生活の調和の実現	①男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進事業	家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、性別を問わず家事や育児・介護・社会活動等に参画できるよう、社会全体で支える必要があり、このことは女性が働き続けるためにも重要な要素です。このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。	継続	人権政策課	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。 男女共同参画に関する実施状況を調査し実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。 男女共同参画に関する実施状況を調査し実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。		
		②仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	男女共同参画社会推進事業	市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。	継続	人権政策課	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発します。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会を実施します。	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発します。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会を実施します。		
		③育児・介護休業を取得しやすい環境づくり		女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発を行います。	継続	人権政策課	京都府では、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない「子育て環境日本一」を目指す「京都府子育て環境日本一推進戦略」が策定されています。南丹市及び他の行政期間、経済・労働団体、保育・教育機関、金融機関、包括連携企業等賛同する団体が協力し、誰もが働きやすい環境づくりの推進を図ります。また、府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。		
		④働く女性への妊娠中・出産後の配慮		女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起こらないよう、啓発を行います。	継続	人権政策課	京都府では、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない「子育て環境日本一」を目指す「京都府子育て環境日本一推進戦略」が策定されています。南丹市及び他の行政期間、経済・労働団体、保育・教育機関、金融機関、包括連携企業等賛同する団体が協力し、誰もが働きやすい環境づくりの推進を図ります。また、府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。		
		⑤多様な就労形態の普及		時短勤務や在宅勤務など多様な就業形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、事業者及び市民への啓発活動を行います。	継続	人権政策課	京都府では、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない「子育て環境日本一」を目指す「京都府子育て環境日本一推進戦略」が策定されています。南丹市及び他の行政期間、経済・労働団体、保育・教育機関、金融機関、包括連携企業等賛同する団体が協力し、誰もが働きやすい環境づくりの推進を図ります。また、府が開設している働きたい女性のための総合窓口「マザーズジョブカフェ」では、女性の就労支援に関する相談支援や講座開設等が行われています。これらの取り組みを京都府や関係課と連携しながら、周知・啓発を行います。	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度 令和2年度(最終) 資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	①支援につなげる相談体制の充実と支援の実施	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業 (子育て支援課) 地域子育て支援事業(利用者支援事業) 要保護児童対策事業 (保健医療課) 育児支援事業	子育て発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。保健師、栄養士を中心に子育て相談等母子保健事業の中で相談を行っています。この他、保健医療課が実施する利用者支援事業母子保健型と、身近な相談場所として地域子育て支援拠点で実施する利用者支援事業基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行います。いずれも気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	継続	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、予約制に対応し、安心して相談できる環境を整えます。身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭に100%認知されるよう、各事業の実施時に周知します。	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。相談だけでなく、親子の交流の場としても位置づけ、気軽に来所できるよう周知しています。身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭の認知度を100%とするよう、各事業の時に周知します。		
		②専門の心理士による専門相談の実施	子育てすこやかセンター管理運営事業	専門の心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンターにおいて心理相談「こころの相談」を実施しています。利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行います。	継続	子育て支援課	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけています。	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置づけています。		
		③保育所・幼稚園、学校における相談体制の充実		保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラー、心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課	(子育て支援課) 保育所・幼稚園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については、ただちに関係機関につなぎます。 (学校教育課) 京都府の事業「スクールカウンセラー活用事業」「心の居場所サポーター活用事業」を活用し、小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置します。	(子育て支援課) 保育所・幼稚園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については即、関係機関につなぎます。 (学校教育課) 京都府の事業「スクールカウンセラー活用事業」「心の居場所サポーター活用事業」を活用し、小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置します。		
		④情報提供体制の充実		子育て支援サービスや各種の情報を市ホームページの南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」で発信します。また、南丹市公式LINEにおいても、最新の情報を発信します。	継続	子育て支援課	南丹市ホームページに開設している南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」を必要に応じて更新し、子育て支援サービスや各種の情報を掲載します。南丹市公式LINEを活用し、子育て支援に関するイベントなどの最新の情報をタイムリーに発信します。	南丹市ホームページに開設している南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」を必要に応じて更新し、子育て支援サービスや各種の情報を掲載します。南丹市公式LINEを活用し、子育て支援に関するイベントなどの最新の情報をタイムリーに発信します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)		
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(1) 就学前教育・保育の充実	①保育所・幼稚園施設の整備	民間保育所運営支援事業	低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、令和3年度開設の予定で園部地域での私立保育所の誘致を進めます。併せて、他の地域についてもニーズの把握に努め、教育・保育施設や設備の適正規模や、必要な整備に向けた検討を行います。	継続	子育て支援課	児童数の推移、保護者のニーズなどを踏まえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整備を進めます。	児童数の推移、保護者のニーズなどを踏まえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整備を進めます。				
		②教育・保育内容の充実と職員の資質の向上	公立保育所運営事業	保育所・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会を立ち上げ、就学前教育・保育に携わる職員の交流と研鑽を重ねています。その成果を子どもたちへの教育・保育に活かします。自己評価・保育の評価を行うことで、幼児の学びを捉える目を養い、教育力を高め、教諭・保育士の資質向上に努めます。また、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園連盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通じて充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	継続	子育て支援課	各種団体が主催する保育所職員、幼稚園職員を対象とした研修会に参加し、保育及び教育の内容を高めています。低年齢児の入所が急増するなか、保育士の確保、育成が課題となっています。特に新規職員等は経験がない中、様々な課題と向き合い、児童とかかわり、保護者にもよき支援者として信頼される保育士として向上することが望まれます。また、経験を積んだ職員も、児童の個別的な課題や養育困難等保護者が抱える課題にも対応が求められる現場で、さらに資質向上に取組みます。	各種団体が主催する保育所職員、幼稚園職員を対象とした研修会に参加し、保育及び教育の内容を高めています。低年齢児の入所が急増するなか、保育士の確保、育成が課題となっています。特に新規職員等は経験がない中、様々な課題と向き合い、児童とかかわり、保護者にもよき支援者として信頼される保育士として向上することが望まれます。また、経験を積んだ職員も、児童の個別的な課題や養育困難等保護者が抱える課題にも対応が求められる現場で、さらに資質向上に取組みます。				
		③未就園親子の支援の充実	すこやか学園管理運営費	集団の中での遊びを通じ、未就園児の心身の健全な発達を促すとともに、親同士が子育てを学ぶ合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。	継続	子育て支援課	すこやか学園は、自宅保育ができる2歳児(4月1日現在の年齢)と保護者同伴で登園し、集団の中での遊びを通じて子どもの心身の発達を促し、親同士が子育てを学ぶ場を提供します。幼児の成長に良好な環境を整え、心身ともに健全な発達を助長するため実施しています。	すこやか学園は、自宅保育ができる2歳児(4月1日現在の年齢)と保護者同伴で登園し、集団の中での遊びを通じて子どもの心身の発達を促し、親同士が子育てを学ぶ場を提供します。幼児の成長に良好な環境を整え、心身ともに健全な発達を助長するため実施しています。				
		【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 聖家族幼稚園では、子育て支援の一環として、親子で参加し、子ども同士、保護者間で有意義な時間を過ごす交流の場として、「つぼみくらぶ」を開設されています。										
		④保・幼・小・中連携教育研究事業の充実	(学校教育課) 校種間連携推進事業	保育所・幼稚園・小学校が連携し、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。学校区毎に保育所・幼稚園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出席授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、保育所・幼稚園と小学校のスムーズな接続を図ります。また、中学校ブロック毎に校区内の保育所・幼稚園を含めた(保)幼・小・中連携教育研究事業の取り組みにより、就学前指導及び義務教育9年間を見通して、校種間連携による円滑な接続を図り、幼児、児童生徒一人ひとりの豊かな学びと育ちを促す教育実践研究を推進しています。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 中学校ブロックを単位とした校種間連携体制の下で進める研究・研修活動を通して、子どもの発達理解・教育内容を深め、授業力・保育力の向上を図ります。 (子育て支援課) 市立各保育所・幼稚園では年に数回小学生との交流を行っています。次年度に小学校へ入学する児童に対して小学校への半日入学を2月頃に行い、小学校へ入学した際の不安を解消できるように取組んでいます。管内保幼小連携推進研修会に参加し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に係る取組の交流を通して一層の推進を図ります。	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として保・幼・小・中の校種間連携と円滑な接続とともに、9年間を見通し小中一貫した教育をめざした教科指導カリキュラムに基づく教育実践を継続します。 (子育て支援課) 市立各保育所・幼稚園では年に数回小学生との交流を行っています。次年度に小学校へ入学する児童に対して小学校への半日入学を2月頃に行い、小学校へ入学した際の不安を解消できるように取組んでいます。管内保幼小連携推進研修会に参加し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に係る取組の交流を通して一層の推進を図ります。				
⑤預かり保育の推進	幼稚園管理運営事業	幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で、今後も継続して実施します。	継続	子育て支援課	保護者が就労等により、幼稚園に通園する園児を家庭で保育することが一時的にできなくなった場合の支援として、預かり保育を実施します。 公立幼稚園では、在園児を対象に園の終了時から午後5時まで実施しています。利用料は1回200円です。 聖家族幼稚園でも、在園児を対象に実施されています。1年を通し、春休み、夏休みも含めて継続的な預かり保育を実施され保護者の就労支援の選択肢の一つとなっています。	公立幼稚園では、在園児を対象に園の終了時から午後5時まで実施しています。聖家族幼稚園では、私学助成を受けて在園児を対象に実施されています。春休み、夏休みは預かり保育を実施しています。幼稚園に通園する園児を親族の疾病、保護者の就労等により、一時的に家庭での保育がでなくなった場合の支援として実施しています。 公立では1回200円の利用料で継続しています。						

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(2) 学校教育の充実	①豊かな人間の育成	主体的・対話的深い学びの推進事業	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、次代に対応できる人材育成ができるよう学校教職員の指導力向上等により、児童生徒の確かな学力の定着と論理的思考力の育成を図ります。	継続	学校教育課	新学習指導要領改訂の方向性を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を推進する実践研究等に取り組み、その成果を共有・展開等することで、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力を着実に育むことを目指します。	児童生徒の興味・関心を引き出し、学びの意欲を高める工夫の実践をするとともに、言語活動の充実による「ことばの力」の育成を図ります。小学校低学年から発達段階に応じて情報機器に慣れ親しみ、活用できる力を身に付けます。タブレット端末及びICT機器等を積極的に授業に取り入れ、わかりやすい授業づくりを進めます。		
		②安心して学べる環境の構築		すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰もが楽しく安心して学び、生活できる環境を整えます。	継続	学校教育課	学校におけるすべての教育活動を通じた人権教育を推進します。さらに、年間指導計画に基づいた人権教育を進めます。また、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、感性、実践的態度を養う教職員研修を行います。各校・園の人権教育主任会議も開催します。	学校におけるすべての教育活動を通じた人権教育を推進。さらに、年間指導計画に基づいた人権教育を進めています。また、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、感性、実践的態度を養う教職員研修を行いました。各校・園の人権教育主任会議も開催します。		
		③「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出	コミュニティ・スクール推進事業	本市の豊かな自然環境や、そこで育まれた文化や歴史、先人の知恵や工夫の素晴らしさを体感する機会や環境の創出に努め、子どもたちの感性を磨くとともに、地域への愛着を高めます。その実現のために、地域社会を支える仕組みや、地域社会を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展・継続していくための様々な学習機会を創出します。	継続	学校教育課	コミュニティ・スクールの仕組み及び地域学校協働活動を活用し、教科横断的に地域の自然・産業・人々の願い等から学ぶ活動を教育課程に位置付け、地域を深く学ぶ学習の充実を図ります。	児童生徒一人一人に、生涯にわたって学び続けることができる基礎基本の習得を図りながら「ふるさと南丹市」を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を育成します。地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図り、家庭・学校・地域社会の一層の連携を図ります。土曜活用を含めた教育を推進します。		
		④文化芸術の継承・発展による文化力の向上	体験講座開設事業(博物館、郷土資料館)	地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、子どもたちがその魅力を発信・受信する楽しみを味わい、共有する機会の充実に努めます。	継続	学校教育課	「食」や「遊び」などの切り口から歴史や文化に親しみきっかけを提供することを目的に、体験講座を開催します。講座は見聞きするだけでは体験できない喜びや達成感を他の参加者とともに感じることでできる内容とします。また、講座を通じて現在の暮らしを振り返り、参加者自らの生活を考える契機を提供します。	地域の人材や団体などの協力を得て、太鼓等の伝統文化などの体験活動を実施します。		
		⑤ダイバーシティ教育の推進	心のバリアフリー推進事業	子どもたちが、障がいの有無や、国籍などの違いによる多様性を、互いの個性として尊重し、認め合うことのできる意識の醸成を図ります。	継続	学校教育課	全教科・全領域において日本人としてのアイデンティティを育む指導を行い、世界の人々や多様な文化に対する理解を深め、尊重し、積極的に他者とつながろうとする態度や資質を養います。生涯学習の場での障がい児童理解教育や交流及び共同学習を通して、様々な心身の特性や考え方を理解するとともに、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発・浸透を図ります。	道徳教育の全体計画や「道徳の時間」年間指導計画に基づいて実施。地域の自然や文化、人材活用、豊かな体験活動等、創意工夫ある教育活動を通じた道徳教育を進めます。総合的な学習の時間等において、福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を実施します。外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校における外国語活動・英語教育を推進します。2030年の学習指導要領の改訂にむけた先進的な研究実践に取り組み、グローバル社会に対応する教育の研究を進めます。		
<p>【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:外国で生活された方による講座など</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(2) 学校教育の充実	⑥自己肯定感・有用感の育成	子どものための地域連携事業(地域学校協働活動推進事業)	就学前を含めた校種間連携や、学校以外の地域における子どもの居場所づくり等を通じて、子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。 一子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感を実感できる機会や場を創出します。	継続	学校教育課	「目指す子ども像」を共有し、その目的を達成するために多様な活動を実施します。豊富な技術や知識を持つ地域人材の活用により、学校の教育活動を支援します。	子どもが地域社会の一員として、役割を担い、地域で活躍・貢献することで、自己肯定感・有用感の育成を図ります。コミュニティ・スクール推進委員を任命し、新たな学校づくりを推進します。	
		⑦教育環境の整備	安全・安心な学校教育環境整備 情報教育機器整備事業	平成31年3月に策定した「第2次南丹市教育振興基本計画」の趣旨に基づく教育環境整備について、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を図ります。 学校施設の大規模改修を主とした「安全・安心な教育環境整備」のほか、快適な教育環境の整備や、ICT環境の整備を図るとともに、本計画に基づく具体的な施策の展開を図っていきます。	継続	教育総務課	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、「南丹市教育施設長寿命化計画」(令和2年度から令和11年度)に基づき、学校施設の老朽化対策や質的整備を進めます。令和3年度は、中学校において特別教室空調の整備とトイレの洋式化を行います。また、ICT環境については、普通教室への大型提示装置の設置率を100%にし、特別教室への設置も今後計画的に進めます。	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の老朽化対策や質的整備を進めます。 質的整備…令和2年度に小学校において特別教室の空調整備とトイレの洋式化、令和3年度には中学校において特別教室空調整備とトイレ洋式化を行います。 ICT環境…令和2年度に全児童生徒にタブレット端末の整備と小中学校の普通教室等にwifiアクセスポイントを整備します。また、令和3年度には普通教室への大型提示装置の設置率を100%にし、特別教室への設置も計画的に進めます。 学習環境整備…令和2年度には園部小学校体育館の大規模改修を行います。また、市内学校施設について、建て替え周期延長のための改修を進めます。	
		⑧教職員の資質向上		「特別支援スキルアップ講座」、「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。 また、「南丹市夏季研修大会」、「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。 さらに、管理職の指導・助言のもと自己評価システムを活用するなど、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課	教職員の研修講座を開催したり、先進校視察などを実施し、教職員の資質向上を図ります。	教職員の研修講座を開催したり、先進校視察などを実施し、教職員の資質向上を図ります。	
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(3) いじめ・不登校・非行への対応	①未然防止、早期発見の体制づくり	生徒指導の3機能を生かした指導の充実	全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の居場所サポーターの教育相談等も活用し、学校全体でいじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期解決に向けた体制づくりに取り組みます。 一いじめや不登校の未然防止と解決のため、児童生徒の自己存在感・有用感を高め、共感的人間関係を育み、自己決定を大切にした組織的な指導の充実を目指します。	継続	学校教育課	南丹市小・中学校生徒指導主任会議を実施し、いじめや不登校の原因や背景など児童生徒理解を深め、組織的に対応する研修を行います。また、南丹市いじめ防止等対策委員会を開催し、いじめに関する取組について助言をいただき、各校の取組に生かします。	いじめや不登校などを未然に防止し、早期解決を図るため、全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー体制の整備、スクールソーシャルワーカーや「心の居場所」サポーターを配置し、各校における教育相談を児童生徒、保護者それぞれを対象に実施します。	
		②家庭・地域・学校との連携と啓発の推進		要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取り組みを実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を促進します。	継続	学校教育課	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取組を実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を図ります。	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取組を実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を図ります。	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(3) いじめ・不登校・非行への対応	③不登校に係る教育相談の実施	適応指導教室管理運営事業	不登校の悩みなどに応える教育相談活動や情報提供等を通して、児童生徒の社会的自立に向けた支援及び保護者支援の充実を図ります。	新規	学校教育課	様々な理由で教室や学校に行きにくい児童生徒やその保護者に対して、支援体制の充実や関係諸機関との連携協働等により、社会的自立に向けた適切な支援を包括的に行います。	小中学校での教育相談活動のみならず、南丹市全域を対象とした電話やカウンセリングなどによる教育相談を開設し、保護者支援の充実を図ります。		
		④適応指導教室の運営	適応指導教室管理運営事業	南丹市適応指導教室「さくら」において、様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教室長や支援員による相談活動や一人ひとりの状況に応じた適応指導を行います。	新規	学校教育課	個別の教育的ニーズに対応できる教育機会を確保し、個別指導や支援環境を整備します。通室生のアセスメントを行い、児童生徒一人ひとりの特性に適した支援内容の充実を図ります。支援会議を通して見立てと支援の方向性を共有しながら、学校と協働して支援を進めます。市役所福祉担当課等との連携による支援のネットワークを構築します。児童虐待等にかかる情報共有システム(キントーン)、支援会議、月例報告を活用して学校との連携を図ります。	個別の教育的ニーズに対応できる教育機会を確保し、個別指導や支援環境を整備します。通室生のアセスメントを行い、児童生徒一人ひとりの特性に適した支援内容を充実します。市長部局との連携による支援のネットワークを構築します。		
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(4) 児童の健全育成	①図書館事業の充実と家庭・学校・地域での読書活動の推進	講座開設事業 ブックスタート事業	図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実に努めます。また、身近な楽しい空間になるよう、季節ごとに図書館講座(工作会)等の開催、市内小・中学生を対象としたオーサービジット(作家とのふれあい)事業の開催を継続します。さらに、家庭・学校・地域、庁内の他課と連携し、子どもの読書の推進に取り組みます。	継続	社会教育課	多くの人に絵本や物語の楽しさを広めるため、「おはなし会」を開催します。また、本や図書館により親んでもらえるよう「工作会」を開催します。小、中学校と連携をとり、「オーサービジット」を実施します。著者訪問の貴重な機会から児童生徒の読書意欲の向上に結び付けます。ことばの力育成支援員との交流(学校教育課との連携)を行います。地域における子どもの読書活動を推進するため、読書ボランティアや、ことばの力育成支援員へ情報提供を行い、互いの連携をめざします。社会教育課・子育て支援課・保健医療課で連携し、乳児健診で絵本の配布を行う「ブックスタート事業」を実施します。新型コロナウイルス感染症の完成拡大防止に努めながら、読み聞かせの実施も検討します。乳児の頃から絵本にふれることの大切さを知ってもらい、親から子への読み聞かせを通した子どもとの交流機会の増加を図ります。	「おはなし会」「工作会」「お楽しみ会」を開催します。令和2年度は文化博物館・中央図書館が開館20周年を迎えるため、これを記念して高島那生絵本原画展を共催事業として開催し、絵本作家を招き、ワークショップを催します。また、図書館では会期中に「おはなし会」等を開催し、多くの人に絵本の楽しさを広めます。各図書館室では、季節に合わせた「お楽しみ会」を開催します。小、中学校と連携をとり、著者訪問の貴重な機会から児童生徒の読書意欲の向上に結び付けます。ボランティアグループが主体となって活動する読書ボランティア連絡協議会の立ち上げが完了し、継続してボランティアグループの研修事業を図書館が支援します。ことばの力育成支援員との交流(学校教育課との連携)を行います。地域における子どもの読書活動を推進するため、読書ボランティアや、ことばの力育成支援員へ情報提供を行い、互いの連携をめざします。社会教育課・子育て支援課・保健医療課で連携し、令和2年度より乳児健診で絵本の配布・読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を開始します。乳児の頃から絵本にふれ、親から子への読み聞かせを通した子どもとの交流機会の増加を図ります。		
		②児童館機能の拡充	児童館管理運営事業	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつである児童館の機能を、有効活用して利用を促進します。	継続	人権政策課	安心安全な児童館の運営、市内児童が交流できる事業の実施などにより、集団性と創造性を養い健康で豊かな心を持った児童を育成します。児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施し、40人以上の児童の参加をめざします。	安心安全な児童館の運営、市内児童が交流できる事業の実施などにより、集団性と創造性を養い健康で豊かな心を持った児童を育成します。児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施し、40人以上の児童の参加をめざします。		
<p>【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて絵本に親しみきっかけ作りをされ、読書活動の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:絵本の日など ・そのべよみ語りクラブ:絵本の読み聞かせ、絵本紹介など(子育てすこやかセンターの講座実施にも協力) ・おはなしポケット:絵本の読み聞かせなど(子育てすこやかセンターの講座実施にも協力)</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
2 豊かな心身を育む教育・保育の充実	(4) 児童の健全育成	③生涯学習事業の充実	生涯学習推進事業	体験活動への参加者の拡大を図り、親子のふれあいを推進します。	継続	社会教育課	各施設の講座として独立していたものを「生涯学習講座」として位置づけ、広く市民の参加を募っています。講座や会場を分散することにより受講生の増加を図ることとしています。	各施設の講座として独立していたものを「生涯学習講座」として位置づけ、広く市民の参加を募っています。講座や会場を分散することにより受講生の増加を図ることとしています。			
		④国際交流事業の推進	南丹市国際交流推進事業	南丹市国際交流協会と連携し、グローバルな視野と感覚をもった青少年を育成するため、「多文化共生」をキーワードに国際理解の推進に努めます。 また、京都市内の留学生や市内在住の外国人の方々の異文化交流事業を進めます。 サイパン島青少年らの訪日団と市内中学生との交流会を実施します。 子どもたちのための国際理解事業として、外国の遊びを外国人とともに体験するといったイベントを実施します。 京都市内に住んでいる外国人留学生と市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に交流事業を実施します。 今後も、外国人と子どもたちを対象に、相互の国際理解に寄与するイベントを開催するほか、国際理解・国際交流活動を行うボランティアに情報提供等の支援を行います。	継続	地域振興課	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 毎年1回、子どもたちのための国際理解事業として、イベントを開催します。 絵画コンクールの実施 市内在住の小学生を対象に「つながれ!ひろがれ!世界とわたし」をテーマに絵画の募集・表彰・展示を行います。 小中学校への外国人派遣協力 市内の小中学校からの依頼に基づき、外国人の派遣・紹介を行います。	なんとにあんkid's(キッズ)カーニバル 毎年1回、子どもたちのための国際理解事業として、イベントを開催します。 絵画コンクールの実施 市内在住の小学生を対象に「つながれ!ひろがれ!世界とわたし」をテーマに絵画の募集・表彰・展示を行います。 小中学校への外国人派遣協力 市内の小中学校からの依頼に基づき、外国人の派遣・紹介を行います。			
		【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(再掲)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:外国で生活された方による講座など									
		⑤体験学習の推進		体験講座や生涯学習事業など地域資源を活かした親子の体験活動を実施しています。 味噌づくりなどの郷土食の伝承講座も開催しています。 移築民家や中庭を活用した取り組みを生生涯学習事業等と連携し展開するとともに、郷土資料館での体験事業は、事業内容が恒常化していることから、新たなメニューを取り入れ、参加拡大の方策を検討します。	継続	社会教育課	日吉町郷土資料館体験講座として「味噌づくりや」などの郷土食講座やものづくり活動を郷土の学習講座と位置づけて実施します。	日吉町郷土資料館体験講座として「洞窟探検」を実施します。 郷土の学習講座として位置づけて実施します。			
		⑥放課後の安全・安心な居場所づくり	放課後子ども教室推進事業	放課後子供教室の開催箇所数を小学校ごとに1か所開催できるよう進めます。	拡充	社会教育課	小学校区において放課後子ども教室が開設できるよう推進します。	小学校区において放課後子ども教室が開設できるよう推進します。			
⑦スポーツ活動の充実・参加促進	青少年スポーツ育成事業 団体育成事業	子どもの健全育成を図るため、一人でも多くの子どもがスポーツの楽しさや達成することの喜びを体感できるよう、いつでもだれでもスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。 年齢に応じた基礎運動能力を身に付けるため、幼児期から小・中学生まで、細かいカテゴリーでスポーツを楽しく経験できる場を提供します。 スポーツ少年団をはじめ、スポーツ協会など関係団体と協力し、親子で参加できるなど、様々なスポーツ事業を実施します。 スポーツ少年団と協力して、指導者や保護者を対象とする研修会を実施するなど、子どもたちがスポーツを通じて、心身ともに成長できるよう指導力の向上を図ります。	継続	社会教育課	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、大会や教室、指導者向けの講習会等を実施します。 サッカー教室や駅伝大会、スポーツ少年団指導者研修会、野球肘検診事業を実施します。 市内の子どもたちにより多く参加してもらうため、学校を通じて参加募集の広報を行います。	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、大会や教室、指導者向けの講習会等を実施します。 サッカー教室や駅伝大会、スポーツ少年団指導者研修会、野球肘検診事業を実施します。 市内の子どもたちにより多く参加してもらうため、学校を通じて参加募集の広報を行います。					

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健事業の充実	①パパママ教室の充実	母子保健事業 育児支援事業	親となり、子育てすることへの心身の準備と、産前産後の不安の軽減・解消を図るための支援を行います。 「パパママ教室」を実施し、出産に向けて心と体のケアと栄養の話や交流を通して、パパママの仲間づくりや、心と体の準備や食生活を見直すきっかけづくりを行います。 パパママの参加率を高めるため、教室内容を見直しながら実施します。	継続	保健医療課	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・ハッピー親子講座「クローバー」等を実施し、子どもの発達や育児について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。 パパママ教室は日曜日に開催することで、夫婦(パートナー)が揃って参加しやすい環境を整えます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、子育て相談は予約制にて実施、離乳食教室は参加数を限定して実施します。	年間3クール(2回シリーズ)で実施しています。1回目に栄養・助産師の講演・NPO法人グローアップの事業紹介等、2回目に歯科指導・減塩指導・体操・出産準備・出産後の制度等の説明を行います。 令和2年度より日曜開催を行い、夫婦揃って参加しやすい環境を整えます。マタニティジャケットを着用したパパの体験の充実を図ります。 また「パパママ教室つうしん」を作成し、教室参加できなかった妊婦とその配偶者にも情報提供・啓発を行います。3クール(2回シリーズ)の教室を継続します。		
		②妊娠・出産・産後支援の実施	母子保健事業 育児支援事業 産前・産後サポート事業 利用者支援事業	すべての人が安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てに向かえるよう、妊娠届出窓口を一本化し、保健師等専門職が面接を行っています。 不安や心身の不調をもつ妊婦に対しては、医療機関を始め関係機関と連携し、個々のニーズに応じた支援につなぎます。 また、妊婦健診や新生児訪問、産前産後サポート事業、産後ケア事業、産婦健診等を通じ支援が必要な方を把握し、妊産婦の状況を踏まえ、育児支援や家事支援といった具体的な支援を図ります。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健診時にアンケートを実施し、育児不安や悩み等を把握し、各保健事業を通して悩みや育児不安の解消又は軽減するよう訪問や子育て相談等を行います。母子保健サービスを継続し、赤ちゃん訪問では保護者のアンケートを毎年実施し、ニーズの把握を行います。アンケート結果で、育児不安や悩みがある人の減少をめざします。 (子育て支援課) 妊婦及び産後約1年までの産婦とその家族を対象に、産前・産後サポート事業として、支援員が家事・育児支援を行います。また、利用者支援事業で保健医療課が実施する母子保健型と地域子育て支援拠点で実施する基本型とが連携した子育て世代包括支援センターの仕組みにより、妊娠期から子育て期にわたっての切れ目のない支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立化の解消と、精神的・身体的負担の軽減を図ります。	(保健医療課) 妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健診時にアンケートを実施し、育児不安や悩み等を把握し、各保健事業を通して悩みや育児不安の解消又は軽減するよう訪問や子育て相談等を行います。母子保健サービスを継続し、保護者のアンケートを毎年実施し、ニーズの把握を行います。アンケート結果で、育児不安や悩みがある人の減少をめざします。 (保健医療課・子育て支援課) 産前・産後サポート事業として、京都府主催の講座を受講したケア専門員が家庭訪問を行い相談支援をし、必要な家庭には支援員が家事支援、育児支援の訪問サービスを行うことにより、家庭や地域での妊産婦の孤立化の解消と、精神的・身体的負担の軽減を図ります。		

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健事業の充実	③育児教室の充実	育児支援事業	離乳食教室、1歳すくすく教室、親子教室等を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介・実践することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。事業内容を見直しながら継続して実施します。	継続	保健医療課	離乳食教室では、実際に親子遊びを行うことで、ふれあいの大切さを伝えています。また、調理実習中には子どもの保育を行い、保護者が実習に集中できる体制を整え、家庭でどのように離乳食を進めていくのか実践できる形で伝えています。1歳すくすく教室は、遊び・歯科・栄養と、この時期の悩みになりやすい内容と、これからの成長発達に必要なことを伝える実践型の教室です。にこにこ親子教室は、親子でからだを使って遊ぶことを中心に、生活習慣の確立や切り替えの力をつけるための経験の場として実施します。各保健福祉センターで実施することで、参加しやすい体制を整えていきます。	離乳食教室では、実際に親子遊びを行うことで、ふれあいの大切さを伝えています。また、調理実習中には子どもの保育を行い、保護者が実習に集中できる体制を整え、家庭でどのように離乳食を進めていくのか実践できる形で伝えています。1歳すくすく教室は、遊び・歯科・栄養と、この時期の悩みになりやすい内容と、これからの成長発達に必要なことを伝える実践型の教室です。にこにこ親子教室は、親子でからだを使って遊ぶことを中心に、生活習慣の確立や切り替えの力をつけるための経験の場として実施します。各保健福祉センターで実施することで、参加しやすい体制を整えていきます。		
		④健康診査事業の推進	母子保健事業	小児科医と歯科医による診察・身体計測、各発達段階に応じた発達検査等を行い、乳幼児の疾病及び障がい早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施しています。また、健診の中で心理士や作業療法士の相談の場を設け、専門的なアドバイスを行っています。健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォロー体制の強化に努めます。	継続	保健医療課	各健診のマニュアルを作成し、適切な健診の実施に努めます。スタッフが健診前後にミーティングを行い、対象者の状況を把握したうえで従事することで、要フォロー者の見落としを防止、健診結果で支援が必要とされた場合は、各関係機関と連携をとりながら、適切な支援ができるように体制を整えています。未受診者の把握にも努め、全対象者の健診参加を促すために取り組んでいます。受診率100%をめざします。健診受診が困難な場合は、可能な手段で状況把握に努めます。フォロー率100%をめざします。	各健診のマニュアルを作成し、適切な健診の実施に努めます。スタッフが健診前後にミーティングを行い、対象者の状況を把握したうえで従事することで、要フォロー者の見落としを防止、健診結果で支援が必要とされた場合は、各関係機関と連携をとりながら、適切な支援ができるように体制を整えています。未受診者の把握にも努め、全対象者の健診参加を促すために取り組んでいます。受診率100%をめざします。健診受診が困難な場合は、可能な手段で状況把握に努めます。フォロー率100%をめざします。		
		⑤乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	母子保健事業	健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。定期的な啓発が必要であるという認識のもと継続して実施します。	継続	保健医療課	乳幼児健診の保健指導の際、パンフレットでその時期に起こりやすい事故への注意を促し、万が一の場合の連絡先や対応を伝えています。各健診のカルテにチェック欄を設け、指導の漏れを防いでいます。健診会場には、常に目に付く場所に、事故予防のポスターを掲示し、啓発をしています。	乳幼児健診の保健指導の際、パンフレットでその時期に起こりやすい事故への注意を促し、万が一の場合の連絡先や対応を伝えています。各健診のカルテにチェック欄を設け、指導の漏れを防いでいます。健診会場には、常に目に付く場所に、事故予防のポスターを掲示し、啓発をしています。		
		⑥予防接種の推奨	予防接種事業	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。今後も、健診、訪問、相談、個別通知等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。	継続	保健医療課	予防接種に関しては、母子保健カードにもチェック欄を設け、乳児家庭の全戸訪問時から乳幼児健診等、母子に係る機会を通じて、もれなく接種勧奨を実施します。また、未接種者へは、はがきなどによる接種勧奨を継続して実施します。乳幼児の予防接種は努力義務であり、様々な考えがある中、その効果と副反応などの情報提供を適切に行い、接種率の向上をめざします。	予防接種に関しては、母子保健カードにもチェック欄を設け、乳児家庭の全戸訪問時から乳幼児健診等、母子に係る機会を通じて、もれなく接種勧奨を実施します。また、未接種者へは、はがきなどによる接種勧奨を継続して実施します。乳幼児の予防接種は努力義務であり、様々な考えがある中、その効果と副反応などの情報提供を適切に行い、接種率の向上をめざします。		

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健事業の充実	⑦不妊治療に関する意識啓発と相談体制の整備	不妊治療費給付事業	広報誌や市ホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。なお、不妊治療に関する相談や悩みはプライバシーに配慮しながら、関係機関の紹介等を行います。	継続	保健医療課	市独自の相談体制はありませんが、必要に応じて、保健所や府に情報提供を求めながら、個々の相談などに応じています。市ホームページで府事業や相談窓口を紹介しています。必要に応じて、保健所や府と連携し、相談に応じます。 不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望する人に必要な治療を受けやすくします。 お知らせなんたん、CATVで情報提供を実施しています。市ホームページに掲載し、申請書など窓口に来所しなくても入手できるよう配慮しています。 お知らせなんたん、CATV、ホームページ掲載により、申請者が広がっていると考えます。特にホームページから情報入手し申請する方が増えています。	市独自の相談体制はありませんが、必要に応じて、保健所や府に情報提供を求めながら、個々の相談などに応じています。市ホームページで府事業や相談窓口を紹介しています。必要に応じて、保健所や府と連携し、相談に応じます。 不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望する人に必要な治療を受けやすくします。 お知らせなんたん、CATVで情報提供を実施しています。市ホームページに掲載し、申請書など窓口に来所しなくても入手できるよう配慮しています。 お知らせなんたん、CATV、ホームページ掲載により、申請者が広がっていると考えます。特にホームページから情報入手し申請する方が増えています。		
3 親子の健康づくりの推進	(2) 小児医療機関との連携	①地域医療との連携と情報提供の推進		地区医師会と連携し、医療情報や予防接種情報など情報収集し、保護者へ情報提供しています。 地域医療の充実のため、京都中部総合医療センターや地域の小児科医療機関、京都府等の関係機関と連携強化を図ります。	継続	保健医療課	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を継続して実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図っています。 乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。 適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有します。適宜事業やホームページなどを通じて情報提供を行います。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただいています。 今後も連携を続けます。	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を継続して実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図っています。 乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。 適宜、地区医師会と連携を図り、医療情報や予防接種情報を共有します。適宜事業やホームページなどを通じて情報提供を行います。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただいています。 今後も連携を続けます。		
		②かかりつけ医の普及		子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、適切な医療を受けるために、かかりつけ医をもつよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて啓発します。併せて、医療機関に協力を求めます。	継続	保健医療課	訪問や健診、相談などのあらゆる機会を通じて、地域の医療機関の紹介とともに、かかりつけ医の普及を行います。	訪問や健診、相談などのあらゆる機会を通じて、地域の医療機関の紹介とともに、かかりつけ医の普及を行います。		

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
3 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	①「食」についての啓発	育児支援事業 母子保健事業	育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理し、与え方を指導しています。また、段階的に各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給と食育について啓発を行っています。地域においては、南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催します。	継続	保健医療課	乳幼児健診においては全参加者に個別栄養相談を実施しています。また離乳食教室、1歳すくすく教室においては、それぞれの月齢に応じた食形態を調理実習やデモンストレーション、展示を交えアドバイスを行い、家庭で即実践いただけるようなプログラムを実施しています。食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しています。健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発を継続していきます。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に食育レシピを年4回発行しています。	乳幼児健診においては全参加者に個別栄養相談を実施しています。また離乳食教室、1歳すくすく教室においては、それぞれの月齢に応じた食形態を調理実習やデモンストレーション、展示を交えアドバイスを行い、家庭で即実践いただけるようなプログラムを実施しています。食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しています。健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発を継続していきます。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。減塩、野菜摂取を勧めるため、季節に合わせた健康情報と一緒に食育レシピを年4回発行しています。			
			<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体、ボランティア団体等においても、参加者で食事をしたり、食事を作ったりする事業を実施され、「食」についての啓発を行っていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人グローアップ：みんなでごはん(子ども食堂)など ・NPO法人そのべる：子ども食堂など ・コミュニティカフェCocoCan：子ども食堂「な釜」など ・みやま子育てパートナーズよっといで：食生活改善推進員に協力いただく親子クッキング ・すくすくやぎっこ：行事の後に参加者で食事、食生活改善推進員に協力いただく料理教室 								
		②離乳期における食の指導の充実	育児支援事業	離乳食教室を実施し、調理実習、だしの試飲、離乳食の試食等を取り入れています。乳幼児健診や、子育て相談で個別栄養相談を実施し、子ども一人ひとりの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。	継続	保健医療課	乳児前期健診において、子どもの状態を把握し、全保護者に離乳食についての説明を行います。また第1子の保護者を中心に離乳食教室の参加を促します。その後、乳幼児健診や子育て相談で保護者の思いを受け止めながら、子どもの状況を確認し、適切なアドバイスを行います。離乳食教室では、調理実習を交えて、より実践的具体的なアドバイスを子育て面・栄養面から行います。また、毎回アンケート調査を実施し、保護者の理解度やニーズを把握し、参加満足度を下げないように努めます。	乳児前期健診において、子どもの状態を把握し、全保護者に離乳食についての説明を行います。また第1子の保護者を中心に離乳食教室の参加を促します。その後、乳幼児健診や子育て相談で保護者の思いを受け止めながら、子どもの状況を確認し、適切なアドバイスを行います。離乳食教室では、調理実習を交えて、より実践的具体的なアドバイスを子育て面・栄養面から行います。また、毎回アンケート調査を実施し、保護者の理解度やニーズを把握し、参加満足度を下げないように努めます。			
③給食などを通じた食に関する指導の充実	学校給食共同調理場管理運営費 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	保育所では、食べる力が生きる力につながる大事なこととしてとらえ、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連づけた授業等を実施し、給食だより等を通して食の大切さを指導します。また、給食週間等の啓発期間を設定します。	継続	子育て支援課 学校教育課	(学校教育課) 児童生徒の健康増進を図り、望ましい食習慣を身につけます。南丹市内4調理場において、「夏バテ予防週間」「風邪予防週間等」等のテーマ給食に取組み、指導の充実を図ります。 (子育て支援課) 乳幼児期に適した給食献立の検討と、規則正しい生活習慣、バランスの良い食事が家庭においても行えるよう、食育だより等を通して啓発していきます。	(学校教育課) 児童生徒の健康増進を図り、望ましい食習慣を身につけます。南丹市内4調理場において、「夏バテ予防週間」「風邪予防週間等」等のテーマ給食に取組み、指導の充実を図ります。 (子育て支援課) 乳幼児期に適した給食献立の検討と、規則正しい生活習慣、バランスの良い食事が家庭においても行えるよう、食育だより等を通して啓発していきます。					

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)	
3 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	④家庭における食育の推進	育児支援事業 母子保健事業 健康づくり推進事業	乳児後期健診で保護者の尿中塩分測定を実施し、親子で減塩に取り組めるよう啓発を行っています。 適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組めます。	継続	保健医療課	各教室では、調理実習や展示を交え、より具体的かつ実践的なアドバイスを行うことで、即家庭で実践できるプログラムを実施します。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 教室などの啓発については、より具体的かつ実践的な内容にすることで家庭生活に生かしていただけるものになります。 健康・食育レシビコンテストを開催し、メニューの作成や調理を通して、健康な食生活を親子で考える機会とし、野菜について種類や調理法を知り、子どもの頃から摂取する習慣を身につけることへつなげています。	各教室では、調理実習や展示を交え、より具体的かつ実践的なアドバイスを行うことで、即家庭で実践できるプログラムを実施します。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も含めて健康的な食生活を送ることができるよう、家庭単位でみた食育推進支援を行っています。 教室などの啓発については、より具体的かつ実践的な内容にすることで家庭生活に生かしていただけるものになります。「弁当の日」実施については、実施前後のアンケートを児童、保護者等にとり、全体の変化だけでなく個々の変化を数値で確認し、その影響力を確認します。			
		⑤農業体験などの実施		保育所・幼稚園では野菜づくりや芋掘り等の菜園活動やクッキング等、「楽しく食べること」を大切に、子どもが楽しみながら「食」を体験する多くの機会をつくります。	継続	子育て支援課	子どもたちが、食につながる体験を通して、食に対する理解が深まる取り組みを行います。	子どもたちが、食につながる体験を通して、食に対する理解が深まる取り組みを行います。			
		【参考:民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) ボランティア団体においても、親子で農業体験を行う事業を実施されています。 ・みやま子育てパートナーズよっといで:ブルーベリー摘み、さつまいもほりなど ・すくすくやぎっこ:いちご狩りなど									
		⑥健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	健康づくり推進事業	健康づくり推進協議会構成団体の支援により、市内の小中学校で、生きる力を育む「弁当の日」を実施しています。 各小学校の特色を活かしながら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを実施し、食への感謝、調理力が身につけてきています。 今後も地域と学校と連携を取り支援を行ないます。	新規	保健医療課 学校教育課	(保健医療課・学校教育課) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各小中学校では食の取組が制限され、南丹市健康まちづくり推進協議会が支援する「弁当の日」も未実施となっています。新たに健康・食育レシビコンテストを実施し、健康まちづくり推進協議会にも、給食レシビや市内の飲食店のメニュー化に向け協力をいただいています。今後も地域、学校と連携し取組を進めます。	(保健医療課・学校教育課) 実施校の目的に沿って、野菜づくり、献立作成、調理実習、お弁当詰め、後片付けの一連の流れを子ども自身がおこなえる力を、健康づくり推進協議会構成団体の支援を受け取り組んでいます。5年生～6年生の2年間で、児童の調理力の向上のみならず、バランスや色彩を考えた弁当づくりができる力が付いています。また、支援いただいた健康づくり推進協議会構成団体の活性化にも繋がり、健康づくり、生きがいづくりの場にもなっています。 南丹市内全小中学校に「弁当の日」の取組が広がるよう、健康づくり推進協議会や、地域、学校と連携を行います。また、実施されている小中学校においては、引き続き支援を行います。			
⑦庁内食育推進委員会による食育推進	健康づくり推進事業	庁内食育推進部会による会議を定期的開催し、連携を行なっています。また、ケーブルテレビ、広報誌を通じて、食育の啓発を幅広く行っています。 また、南丹市食育ロゴマークの利用施設の増加に向けて取り組んでいます。 今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発し、食がひとづくり、まちづくりとなるよう推進を図ります。	継続	保健医療課	CATVや広報、食育キャンペーンを通し、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発できるよう、取組を進めていきます。 南丹市食育ロゴマークを申請された施設には「ステッカー」を掲示する取り組みも少しずつ広がっています。(令和2年12月現在14施設) 庁内食育推進委員会による会議を開催できていない状況ですが、今後さらに市内に食育の取り組みが広がるよう、必要時には庁内でも連携を図ります。	毎月1回、庁内食育推進委員会による会議を開催しています。CATVや広報なんたんでは、地産地消を基盤として地域の食育の取組や和食文化の継承をテーマに取材し、市民に幅広く啓発をしています。南丹市食育ロゴマークを申請された施設には「ステッカー」を掲示する取り組みも少しずつ広がっています。(現在13施設) CATVや広報、食育キャンペーンを通し、食生活と健康、食文化の継承、風土を活かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発できるよう、取組を進めていきます。今後さらに市内に食育の取り組みが広がるよう、庁内でも連携をとっていきます。					

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
3 親子の健康づくりの推進	(4) 思春期における保健教育の推進	①性教育の推進	母子保健事業	赤ちゃん訪問時に、母親に対し受胎調節指導を行い、性に関すること、生命の大切さ等について知識の普及を図ります。 学校から希望があれば、性教育の教材として赤ちゃん人形等の貸し出しを行います。 各小・中学校の性教育年間計画をもとに、発達段階に合わせ、性に対する意識向上及びその普及推進に努めます。	継続	保健医療課 学校教育課	(保健医療課) 赤ちゃん訪問時に、母に対し受胎調節指導を行い、無計画な妊娠や墮胎の予防に努めています。 学校から希望があれば、教材の貸し出しを行っています。 (学校教育課) 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に性教育を実施します。体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導します。	(保健医療課) 赤ちゃん訪問時に、母に対し受胎調節指導を行い、無計画な妊娠や墮胎の予防に努めています。 学校から希望があれば、教材の貸し出しを行っています。 (学校教育課) 各校で発達段階に合わせた授業・指導を行います。		
		②喫煙・飲酒・薬物に関わらせない教育の推進	健康づくり推進事業	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について正しい知識の普及啓発を進めるため、市内の学校で保健所と協力して喫煙・飲酒・薬物に関わらせない教育を実施します。 小・中学校への健康アンケートを通じて、子どもたちの現状に関して学校と共有し、啓発します。	継続	保健医療課	市内の全ての高校と、希望がある小中学校に対して、年に1回、防煙教室を実施しています。講師は防煙に取り組むNPO法人、京都府・市の保健師、地区の薬剤師等の関係者が担い、リレートーク式で防煙教育を行うことで、多方面からの指導を行います。また「実際に誘われたらどのように断るのか」など、自分自身に置き換えた場合のワークや、禁煙指導の媒体を使っての体験学習も重視しています。小中学校の体験型防煙教室への理解と協力を求めています。全ての小中学校にて体験型防煙教室の実施ができるよう取り組んでいきます。	市内の全ての高校と、希望がある小中学校に対して、年に1回、防煙教室を実施しています。講師は防煙に取り組むNPO法人、京都府・市の保健師、地区の薬剤師等の関係者が担い、リレートーク式で防煙教育を行うことで、多方面からの指導を行います。また「実際に誘われたらどのように断るのか」など、自分自身に置き換えた場合のワークや、禁煙指導の媒体を使っての体験学習も重視しています。小中学校の体験型防煙教室への理解と協力を求めています。全ての小中学校にて体験型防煙教室の実施ができるよう取り組んでいきます。		
		③乳幼児とのふれあい活動の推進		保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 また、小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、乳幼児とのふれあいの場を提供し、小・中学生が命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を作ります。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 (子育て支援課) 令和2年度からは、ぼこぼこくらぶ美山中学校ひろばを月1日開設し、中学生が子育て中の親子と交流し、いのちの大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けています。小・中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、乳幼児とのふれあいの場を提供し、小・中学生が命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を作ります。	(学校教育課) 保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。 (子育て支援課) 中学生が子育て中の親子と交流し、命の大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けるため、子育てつどいの広場「ぼこぼこくらぶ」を令和2年度から月1日美山中学校で開設しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2年度は実施できませんでした。令和3年度は感染等の状況をみながら、広場を開設します。		
		④児童生徒の教育相談の推進		児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置しています。	継続	学校教育課	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置して対応します。	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置して対応します。		
		⑤学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進		相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	継続	学校教育課	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	①主任児童委員、民生児童委員との連携	民生委員・児童委員協議会運営事業	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童、要支援児童への個別対応と連携を行います。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。	継続	福祉相談課 子育て支援課	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため、子育て講演会、教職員との懇談会、各学校との交流などを実施します。登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活の実態把握に努め、学校現場との連携体制の基盤を構築します。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会の構成に引き続き民生児童委員協議会に参画いただき、実務者会議には各地区主任児童委員に参画いただきます。個別ケースの支援について必要に応じ地域の民生委員・児童委員と連携を図ります。	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため、子育て講演会、教職員との懇談会、各学校との交流などを実施します。登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活の実態把握に努め、学校現場との連携体制の基盤を構築します。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会の構成に引き続き民生児童委員協議会に参画いただき、実務者会議には各地区主任児童委員に参画いただきます。個別ケースの支援について必要に応じ地域の民生委員・児童委員と連携を図ります。		
		②「子どもの人権110番」の周知	いじめ問題対策事業	京都府人権擁護委員連合会の電話相談・メール相談の周知に努めます。いじめ・児童虐待など子どもの人権に関わる問題の解消に努め、広報活動にも努めます。	継続	人権政策課	教育委員会事務局及び市立学校等と連携し、ポスターの掲出など事業の周知徹底を図ります。	教育委員会事務局及び市立学校等と連携し、ポスターの掲出など事業の周知徹底を図ります。		
		③児童虐待防止についての啓発	地域子育て支援拠点事業 子育てつどいの広場事業 利用者支援事業 児童虐待防止対策支援事業	保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等様々な場面・事業において保護者に寄り添います。訪問や健診のほか、地域子育て支援拠点事業を通じて保護者に寄り添い、日常的に支援できる地域でのサービス等についても紹介します。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問等に、育児の支援や給付等のサービス等について紹介します。ババママ教室・出生届出・訪問の際に虐待防止のチラシを配布し、知識の普及に努めます。また、前期健診時は、集団指導を通じて、虐待予防の知識の普及を行います。また、妊娠届出・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等の際に、虐待予防の啓発を実施します。乳幼児期の虐待として、「揺さぶられ症候群」の認知(健やか親子21評価項目)について乳児前期健診で調査し、知っている人100%をめざします。 (子育て支援課) 地域子育て支援拠点事業として実施している「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、日常的な寄り添い支援の中で、虐待の未然防止に努めます。「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、母の悩みや不安を丁寧に吸い上げ、悩みや不安が虐待につながらないように、寄り添い、支援を実施します。また、11月の児童虐待防止推進月間等には、街頭啓発、啓発チラシの全戸配布等を行い、啓発パンフレットを保育所・幼稚園・小中学校等へ配布するなど、啓発を行います。相談電話番号を記載した「SOSカード」を作成し、小中学生及び関係機関等へ配布します。	(保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問等に、育児の支援や給付等のサービス等について紹介します。ババママ教室・出生届出・訪問時、虐待防止のチラシを配布し、知識の普及に努めます。また、前期健診時は、集団指導を通じて、虐待予防の知識の普及を行います。虐待予防の啓発を妊娠届出、乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等で実施してまいります。乳幼児期の虐待として、「揺さぶられ症候群」の認知(健やか親子21評価項目)について乳児前期健診で調査し、知っている人100%をめざします。 (子育て支援課) 地域子育て支援拠点事業として実施している「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、日常的な寄り添い支援の中で、虐待の未然防止に努めます。「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼこくらぶ」において、母の悩みや不安を丁寧に吸い上げ、悩みや不安が虐待につながらないように、寄り添い、支援を実施します。また、11月の児童虐待防止推進月間等には、街頭啓発、啓発チラシの全戸配布等を行い、啓発パンフレットを保育所・幼稚園・小中学校等へ配布するなど、啓発を行います。相談電話番号を記載した「SOSカード」を作成し、関係機関等へ配布します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	④関係機関による児童虐待の早期発見		妊娠届時の面接から、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等あらゆる保健事業を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握するとともに、未受診とならないよう産前産後からの関係づくりに努めます。また、所属での見守りを実施している保育所・幼稚園、学校と子育て支援課が連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 保健事業の中で虐待がないか注意して関わり、虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、次回の訪問の案内を行い健診受診の勧奨を行ないます。2回以上案内した健診未受診者へは、訪問等の対応を実施し、子ども及び保護者の状況把握を行います。 妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。必要時には、子育て支援課に早期に情報提供し、連携して対応します。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」)の登録に関して、早期発見・早期対応のため、児童虐待等にかかる情報共有システム(キントーン)を活用し、関係機関との連携を図ります。必要に応じて開催するケース会議で、的確な状況把握と支援について、関係機関と連携します。要対協代表者会議・同実務者会議を開催し、日ごろから関係機関と顔を合わせ、市内の事象について情報共有を図ります。	(保健医療課) 保健事業の中で虐待がないか注意して関わり、虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、次回の訪問の案内を行い健診受診の勧奨を行ないます。2回以上案内した健診未受診者へは、訪問等の対応を実施し、子ども及び保護者の状況把握を行います。 妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」)の登録に関して、早期発見・早期対応のため、児童虐待等にかかる情報共有システム(キントーン)を活用し、関係機関との連携を図ります。必要に応じて開催するケース会議で、的確な状況把握と支援について、関係機関と連携します。要対協代表者会議・同実務者会議を開催し、日ごろから関係機関と顔を合わせ、市内の事象について情報共有を図ります。	
		⑤児童虐待未然防止の相談体制の充実	発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て支援課に家庭児童相談員による家庭児童相談窓口を設置し、京都府家庭支援総合センターと連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。 保健師や栄養士等は、日常業務の中で相談対応を行っています。 子育て発達支援センターに専門職を配置し、発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行う中で、保護者支援を行っています。 また、いずれの相談窓口も、気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課 保健医療課 社会福祉課	(子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、電話や来所相談を受けています。市民だけでなく、学校や保育所等からの相談にも対応し、虐待の未然防止、養育支援に努めます。気軽に相談できる場であることを、市の広報媒体を通して知らせていきます。京都府主催の研修には積極的に参加し、スキルアップを図ります。 平成28年度の児童福祉法等改正法により、国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割と責務が明確化されたことにより、家庭児童相談に係る専門性の向上と体制の充実を図る必要があります。 市の広報媒体(広報なんたん「福祉とわたし」)を活用するなどし、相談業務を周知します。 (保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等において個別相談を行い、保護者から困り事や悩みを聞き、保護者の不安解消に努め相談対応を行います。保護者が相談できる場として子育て相談を定期的実施し、適宜電話相談等対応していきます。 (社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。	(子育て支援課) 子育て支援課に常勤で家庭支援相談員とひとり親自立支援員を配置し、電話や来所相談を受けています。市民だけでなく、学校や保育所等からの相談にも対応し、虐待の未然防止、養育支援に努めます。気軽に相談できる場であることを、市の広報媒体を通して知らせていきます。京都府主催の研修には積極的に参加し、スキルアップを図ります。 平成28年度の児童福祉法等改正法により、国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割と責務が明確化されたことにより、家庭児童相談に係る専門性の向上と体制の充実を図る必要があります。 市の広報媒体(広報なんたん「福祉とわたし」)を活用するなどし、相談業務を周知します。 (保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等において個別相談を行い、保護者から困り事や悩みを聞き、保護者の不安解消に努め相談対応を行います。保護者が相談できる場として子育て相談を定期的実施し、適宜電話相談等対応していきます。 (社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。	
		⑥要保護児童対策地域協議会の組織強化	要保護児童対策事業	適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関によるケースの進行管理を定期的実施しています。 今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を進めます。 また、子ども家庭支援全般に関わる業務と要支援児童及び要保護児童等への支援業務を一体的に行う子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。	継続	子育て支援課	要保護児童等への対応について、より専門的に、かつ地域のかかりつけ医との密な連携対応できるよう、船井医師会との情報連携ができる仕組みを整えます。 ケースの進行管理のため、児童の所属機関から毎月出席状況等の定期情報を求め、これを基に台帳に整理し、実務者会議を月1回開催します。	ケースの進行管理のため、児童の所属機関から毎月出席状況等の定期情報を求め、これを基に台帳に整理し、実務者会議を月1回開催しています。 医療機関・医師との連携強化を図るため、地域の基幹病院である京都中部総合医療センターを要対協の構成機関に平成28年度より加えました。 平成29年4月施行の改正児童福祉法で、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務化されましたが、義務化に先立ち、平成28年4月から保健師を子育て支援課に配置しています。	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(2) ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭の相談体制の充実	民生委員・児童委員協議会運営事業	民生児童委員の活動として、各町民生児童委員協議会に担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流やひとり親家庭の現状把握、研修活動などを実施し、地域における相談体制の充実を図っています。 また、母子・父子自立支援員と家庭児童相談員が連携し、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるように相談支援に努めます。	継続	福祉相談課 子育て支援課	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、単位民生児童委員協議会ごとに担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流会の実施し、ひとり親家庭の現状について研修会を開催します。 各町でのひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援が行えるよう、日頃の交流会等を通じ、ひとり親家庭との信頼関係を築くとともに、相談体制の充実を図ります。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所で相談ができる体制を整えます。	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、単位民生児童委員協議会ごとに担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流会の実施し、ひとり親家庭の現状について研修会を開催します。 各町でのひとり親家庭の現状を把握し、ニーズに合わせた支援が行えるよう、日頃の交流会等を通じ、ひとり親家庭との信頼関係を築くとともに、相談体制の充実を図ります。 (子育て支援課) 子育て支援課に常勤でひとり親自立支援員を配置し、電話や来所で相談ができる体制を整えます。	
		②ひとり親家庭の就労支援	母子等生活支援事業 (母子家庭等自立支援給付金)	自立に向けた就労支援の一環として、保育所入所への優先基準を設けています。 母子・父子自立支援員が職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 就職のための資格取得のために自立支援教育訓練交付金、高度職業訓練促進給付金・修了支援給付金の給付事業を実施しています。	継続	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者が就労し、経済的自立が図れるよう、希望する保育所へ優先的に入所するための調整を行います。 また、ひとり親家庭の保護者が就職するための資格取得に対し給付される、自立支援教育訓練交付金、高度職業訓練促進給付金・修了支援給付金について周知し、必要な家庭が給付を受けられるよう支援します。	ひとり親家庭の保護者の就労がしやすくなるように、優先的に希望する保育所に入りやすくなるよう調整しています。 ひとり親の経済的不安定が改善できるよう、入所を優先することで自立を支援します。	
		③ひとり親家庭の経済的負担の軽減	福祉医療費支給事業 児童扶養手当支給事業	各種手当の支給や福祉医療費支給事業により医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	継続	子育て支援課	児童扶養手当、母子家庭奨学金、ひとり親家庭医療を、国、府、市の制度により実施します。 また、専門的な支援が必要な場合は各関係機関と連携を図ります。	児童扶養手当、母子家庭奨学金、ひとり親家庭医療を、国、府、市の制度により実施します。 また、専門的な支援が必要な場合は各関係機関と連携を図ります。	
	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	①障がいの早期発見・療育指導の推進		発達の違いや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて子育て発達支援センターの相談や医療機関につなげます。 保育所・幼稚園、子育て発達支援センター等関係機関と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、気持ちを大切に、必要な人には療育利用を勧めます。	継続	保健医療課	乳幼児健診後、必要に応じて発達支援センターの相談や療育教室につなぎます。また発達支援センターとの連携会議を実施し、スムーズな連携ができるよう調整を行います。 障がいの早期発見のため、乳幼児健診を実施します。関係機関との連携会議を実施し、療育指導につなげやすい体制を整えます。	乳幼児健診後、必要に応じて発達支援センターの相談や療育教室につなぎます。また発達支援センターとの連携会議を実施し、スムーズな連携ができるよう調整を行います。 障がいの早期発見のため、乳幼児健診を実施します。関係機関との連携会議を実施し、療育指導につなげやすい体制を整えます。	
		②療育支援体制の充実	発達支援センター管理運営事業・児童発達支援事業(つくし園・花ノ木個別療育支援事業)	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。	継続	社会福祉課	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、子どもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行います。今後、療育待機者が出ないよう受け入れ体制の調整を行い、医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続します。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、令和元年10月から重度の発達障がい児を園域内の専門機関と連携して細かな適切な療育支援を行っています。重度の発達障がい児に対して有資格者が構造化1対1指導「TEACCH(ティーチ)プログラム」を限定2人枠で実施しています。	子育て発達支援センター内の「つくし園」(社会福祉協議会へ療育事業を委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、子どもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行います。今後、療育待機者が出ないよう受け入れ体制の調整を行い、医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続します。 南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センターに委託)では、令和元年10月から重度の発達障がい児を園域内の専門機関と連携して細かな適切な療育支援を行っています。重度の発達障がい児に対して有資格者が構造化1対1指導「TEACCH(ティーチ)プログラム」を限定2人枠で実施しています。	
		③専門的育児支援の充実	発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。 また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園への巡回・学校訪問も実施しています。	継続	社会福祉課	発達支援相談事業は、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。 保育所・幼稚園・小中学校の巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促します。 支援が必要な子どもに携わる関係職員の資質向上を図る研修会を開催します。また、関係機関と調整し、必要に応じて専門職の講師派遣も行います。	発達支援相談事業は、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。 保育所・幼稚園・小中学校の巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促します。	

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	④相談体制の充実	基幹相談支援センター等機能強化事業 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別支援学校や福祉機関と連携しています。子育て発達支援センターで実施している相談業務の中でも対応しています。	継続	社会福祉課	社会福祉課内に相談支援専門員を3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を果たします。 また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。障がい者やその家族、管内相談支援事業所等からの相談に応じ、関係機関との連携の下、必要な助言や情報提供を行うことにより障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、総合的・継続的に支援します。	社会福祉課内に相談支援専門員を3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を果たします。 また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT(作業療法士)相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。障がい者やその家族、管内相談支援事業所等からの相談に応じ、関係機関との連携の下、必要な助言や情報提供を行うことにより障がい者が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、総合的・継続的に支援します。		
		⑤障がい児保育の充実		きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行います。	継続	子育て支援課	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳児期からの発達状況を勘案して保育を実施するため、保育士の加配が必要な場合は配置します。今後も継続して園児の成長に応じた保育を実施します。	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳児期からの発達状況を勘案して保育を実施するため、保育士の加配が必要な場合は配置します。今後も継続して園児の成長に応じた保育を実施します。		
		⑥特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る研修を通年で実施し、指導者の資質向上を図ります。	継続	学校教育課	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。		
		⑦放課後における過ごし方の支援	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童については、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどで放課後における過ごし方を支援します。 放課後児童クラブでは、障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。 集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題となっています。 今後も引き続き、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。	継続	社会教育課	支援が必要な子どもへの対応が行えるよう認定支援員研修を計画的に受講し、受け入れ体制を確保します。5年間に全ての支援員が受講できるようにします。	支援が必要な子どもへの対応が行えるよう認定支援員研修を計画的に受講し、受け入れ体制を確保します。5年間に全ての支援員が受講できるようにします。		
		⑧交流機会の充実		青少年活動事業では、障がいのある子ども等との交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めるため、事業を推進します。	継続	社会教育課	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会へ参加するとともに、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座を実施します。 障がい者の社会参加と成人講座へのボランティアの参画を進めていきます。	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会への参加するとともに、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座を実施します。 障がい者の社会参加と成人講座へのボランティアの参画を進めていきます。		
		⑨医療費の助成	福祉医療費支給事業	福祉医療費支給事業により、医療費の助成を行い、障がいのある子どもがいる家庭の経済的な負担を軽減します。	継続	社会福祉課	福祉医療費支給事業は医療費の自己負担分を給付。対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。	福祉医療費支給事業は医療費の自己負担分を給付。対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。		
		⑩外国につながるある児童への支援		言葉や習慣の違いのある外国につながるある児童やその保護者が安心して暮らせるよう、教育・保育サービス等の円滑な利用の推進等に努めます。	新規	子育て支援課	家庭児童相談員とひとり親自立支援員が中心となり、随時、外国につながるある児童やその保護者の支援を行います。 必要に応じて南丹市国際交流協会と連携しながら、対応します。	家庭児童相談員とひとり親自立支援員が中心となり、随時、外国につながるある児童やその保護者の支援を行います。 必要に応じて南丹市国際交流協会と連携しながら、対応します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(4) 子育て家庭への経済的負担の軽減	①子どもの医療費の助成	京都子育て支援医療費助成事業 すこやか子育て医療費助成事業	子育て支援医療費の助成は、0歳から中学校卒業までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を医療機関等で受給者証を提示する方法で助成します。 すこやか子育て医療費の助成は、16歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を償還払いにより助成します。	継続	子育て支援課	子育て支援医療費 0歳から中学校卒業までの子どもを対象に入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を助成します。受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより1カ月1医療機関200円の負担で医療が受けられます。 医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長に寄与するとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。 すこやか子育て医療費 高等学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの児童又は高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を1カ月1医療機関につき800円の一部負担金を差し引いて助成します。児童を育てる保護者に医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願うとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。	子育て支援医療費 0歳から中学校卒業までの子どもを対象に入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を助成します。受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより1カ月1医療機関200円の負担で医療が受けられます。 医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長に寄与するとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。 すこやか子育て医療費 高等学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの児童又は高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を1カ月1医療機関につき800円の一部負担金を差し引いて助成します。児童を育てる保護者に医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願うとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。		
		②子育て手当の支給	子育て手当支給事業	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当てを支給します。	継続	子育て支援課	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しています。	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しています。		
		③子宝祝金の支給	子宝祝金事業	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保護者に対し、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給しています。	平成30年度より制度を拡充し、第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給しています。		
		④入学祝金の支給	入学祝金支給事業	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児童を養育している人に、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	小学校入学30,000円、中学校入学40,000円を支給しています。	小学校入学30,000円、中学校入学40,000円を支給しています。		
		⑤児童手当の支給	児童手当支給事業	中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給します。なお、児童が施設入所している場合を除きます。	継続	子育て支援課	国の制度により実施 0~3歳未満の児童：1人につき月額15,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第1子または第2子：1人につき月額10,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第3子以降：1人につき月額15,000円、中学生：1人につき月額10,000円、所得制限限度額を超過する方は1人につき月額5,000円を支給しています。 児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与します。	国の制度により実施 0~3歳未満の児童：1人につき月額15,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第1子または第2子：1人につき月額10,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第3子以降：1人につき月額15,000円、中学生：1人につき月額10,000円、所得制限限度額を超過する方は1人につき月額5,000円を支給しています。 児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与します。		
		⑥児童扶養手当の支給	児童扶養手当支給事業	18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。 なお、児童が施設入所している場合や公的年金等の受給により、手当てを受給できない場合があります。	継続	子育て支援課	国の制度により実施 (全部支給)月額43,160円、(一部支給)43,150円~10,180円。※所得による 2人目(全額支給)月額10,190円加算、(一部支給)月額10,180円~5,100円の範囲額加算 3人目以降(全額支給)月額6,110円加算(一部支給)月額6,100円~3,060円の範囲額がそれぞれ1人増えるごとに加算※所得による 必要な時には府・国の助言を仰ぎ、適切に申請受付・交付業務を行います。	国の制度により実施 (全部支給)月額43,160円、(一部支給)43,150円~10,180円。※所得による 2人目(全額支給)月額10,190円加算、(一部支給)月額10,180円~5,100円の範囲額加算 3人目以降(全額支給)月額6,110円加算(一部支給)月額6,100円~3,060円の範囲額がそれぞれ1人増えるごとに加算※所得による 必要な時には府・国の助言を仰ぎ、適切に申請受付・交付業務を行います。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
4 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(4) 子育て家庭への経済的負担の軽減	⑦特別児童扶養手当の支給		心身に障がいがある20歳未満の児童を養育・介護されている方に手当を支給します。随時受付し、京都府が決定します。児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。	継続	社会福祉課	年3回(4・8・12月)府が手当を支給しています。市が随時受付・進達し、府が支給決定しています。障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できるようにするものです。 ※市の業務は受付・進達であり、支給・決定は府の業務です。	年3回(4・8・12月)府が手当を支給しています。市が随時受付・進達し、府が支給決定しています。障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できるようにするものです。 ※市の業務は受付・進達であり、支給・決定は府の業務です。		
		⑧不妊治療費の助成	不妊治療費給付事業	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するために不妊治療に要する費用の一部を助成します。	継続	保健医療課	子どもを希望しながらも恵まれず、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望するがに必要な治療を受けやすくします。	子どもを希望しながらも恵まれず、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療：一般不妊治療、人工授精 不育治療：不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望するがに必要な治療を受けやすくします。		
		⑨要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	入学説明会で制度の案内を行うほか、給食費や諸費の集金が滞りがちな様子が見受けられた場合に、制度の説明をする等、必要な方に必要な制度を受けてもらえるように体制を整えています。	入学説明会で制度の案内を行うほか、給食費や諸費の集金が滞りがちな様子が見受けられた場合に、制度の説明をする等、必要な方に必要な制度を受けてもらえるように体制を整えています。		
		⑩特別支援教育就学奨励費の支給		特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者が支給対象であることから、学校で対象者に個別に案内し、受給を促します。	特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者が支給対象であることから、学校で対象者に個別に案内し、受給を促します。		
	(5) 家庭生活を支援する体制づくりの推進	①子どもの居場所の提供	子ども家庭サポートセンター管理運営事業	家庭生活の支援が必要な子どもを発見するとともに、子どもたちが安心して生活し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につける家でも学校でもない子どもの居場所を提供します。	新規	子育て支援課	令和2年10月に南丹市子ども家庭サポートセンター「Ruri」を開設し、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を提供し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につけるための事業を実施します。	令和2年10月に南丹市子ども家庭サポートセンター「Ruri」を開設し、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所を提供し、生活習慣、学習習慣、社会のルールを身につけるための事業を実施します。		
		②支援が必要な家庭の気づきの体制づくり		南丹市子どもの貧困対策推進計画に基づき、支援が必要な家庭を発見し、支援する仕組みを作ります。子ども・保護者・家庭への一体的となった支援を行います。	新規	子育て支援課	令和2年3月に「南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しました。計画に基づき、社会福祉協議会やNPO法人等と連携しながら、支援が必要な家庭の気づきの体制を構築します。	令和2年3月に「南丹市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しました。計画に基づき、社会福祉協議会やNPO法人等と連携しながら、支援が必要な家庭の気づきの体制を構築します。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 子どもの遊び場の確保	①公園の整備	都市公園管理費	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備は完了しています。子どもたちの日常生活上の遊び場として、公園の出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	継続	都市計画課	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務を行います。また、公園パトロールを実施して公園の安全管理に努めています。良好な都市環境を維持します。園部公園については、再整備について検討を行います。	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務を行います。また、公園パトロールを実施して公園の安全管理に努めています。良好な都市環境を維持します。園部公園については、再整備について検討を行います。		
		②学校施設、社会教育施設の活用		生涯学習の場、スポーツ活動の場としての活用とともに子どもの居場所としての活用を進めます。	継続	社会教育課	各小学校、中学校の体育館等を開放し、親子等でスポーツを楽しむ機会の確保を図ります。利用できる施設等の情報を提供します。	各小学校、中学校の体育館等を開放し、親子等でスポーツを楽しむ機会の確保を図ります。利用できる施設等の情報を提供します。		
		③保育施設の活用		園庭開放により未就園児との交流を図り、子育て相談事業等を計画的に実施します。	継続	子育て支援課	八木中央幼児学園において、月1回園庭を開放し、6カ月以上の未就園児との交流を行っています。開放日を広報に掲載し、参加希望者を募ります。また、園部幼稚園、みやま保育所でも年数回、園庭を開放します。	八木中央幼児学園において、月1回園庭を開放し、6カ月以上の未就園児との交流を行っています。開放日を広報に掲載し、参加希望者を募ります。また、園部幼稚園、みやま保育所でも年数回、園庭を開放します。		
	(2) 交通安全対策の充実	①交通安全教育の推進		南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課・子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園・学校において、南丹警察署の協力を得て交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園において幼児期から交通安全に対する知識を深めるため、毎年南丹警察署の協力を得て交通安全教室を実施しています。今後も継続的に実施し、保護者だけでなく、子ども自らも安全に対する意識を高めていける機会とします。		
<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員である民生児童委員や地域の方々により、地域での見守り活動をボランティアで積極的に行っていたいております。</p> <p>ボランティア団体においても、南丹警察署と連携した事業を実施され、交通安全教育の推進を行っていただいております。 ・よっといで：夏まつりで交通安全教室を実施、バトカー、白バイの乗車体験など</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(2) 交通安全対策の充実	②地域の見守りの強化	交通指導員会運営費	子どもの交通事故を未然に防ぐことを目的に、交通指導員の協力による登校指導を毎月1日と15日に継続して実施します。 また、南丹船井交通安全協会南丹支部の活動として、街頭啓発活動により、子どもの安全対策を進めます。	継続	危機管理対策室	小中学校の通学時等における交通指導を毎月1日と15日に行います。	小中学校の通学時等における交通指導を毎月1日と15日に行います。		
		③危険箇所の点検		PTAや地域などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。 内容に応じて、庁内で課題や要望を共有します。	継続	学校教育課	PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。 内容に応じて、庁内で課題や要望を共有しました。	PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。 内容に応じて、庁内で課題や要望を共有しました。		
		④安全な道路環境づくりの推進	道路新設改良事業	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行います。 ※平成30年度着手、令和4年度完成予定	継続	道路河川課	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保します。令和3年度事業においては、若松町地内歩道左側（長さ101m）並びに府道園部平屋線交差点右側（長さ60m）の歩道拡幅を実施します。	市道木崎小桜線（内林町交差点から本町交差点）で延長560m区間の歩道拡幅を行い、歩行者の安全を確保します。		
	(3) 子どもの安全対策の充実	①犯罪のおこりにくい環境の整備		南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促します。 また、安全帽や防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本とし、小・中学校登下校時は地域や関係機関等と協力しながら見守りを実施します	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保護者へ啓発し、「子ども安心メール」による不審者情報を配信し、情報提供を行います。 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りを実施します。 新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布します。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園では保育時間等に不審者が敷地内に侵入してきた場合に備えて、権を各保育所・幼稚園に配置しています。侵入者が園舎に入ってきた場合の対応が定められています。 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。地域の関連機関が連携し、子どもの安全確保に努めます。	(学校教育課) 保護者へ啓発し、「子ども安心メール」による不審者情報を配信し、情報提供を行います。 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りを実施します。 新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布します。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布します。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園では保育時間等に不審者が敷地内に侵入してきた場合に備えて、権を各保育所・幼稚園に配置しています。侵入者が園舎に入ってきた場合の対応が定められています。 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。地域の関連機関が連携し、子どもの安全確保に努めます。		
		②地域ぐるみの防犯体制づくり		警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。 また、「子ども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めるとともに、地域住民や子どもに「子ども110番の家」の周知を図ります。	継続	学校教育課	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「子ども110番の家」の周知により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「子ども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。		

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(3) 子どもの安全対策の充実	③情報伝達体制の確立		地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。「子ども安心メール」の配信や学校・関係機関への情報提供を行います。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府内の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。 (子育て支援課) 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。毎年啓発することで、子ども安心メールへの登録への意識を高め、保護者への迅速な情報提供ができるようになります。	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府内の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。 (子育て支援課) 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。毎年啓発することで、子ども安心メールへの登録への意識を高め、保護者への迅速な情報提供ができるようになります。		
		④防犯・安全教育の推進と安全管理		防犯教室の開催や警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。 保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。 また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課・子育て支援課) 各学校において防犯教室の開催や、警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。 学校安全計画・防災計画の策定とそれに基づいた取り組みを実施します。 保育所や幼稚園においても国の示す危機管理マニュアルに即し、年齢に応じた対応が身につくよう、防犯訓練等を実施しています。防犯や災害から身の危険を守ることを幼少期から意識し、保育者の指示に従い、落ち着いた行動ができるよう経験を積み重ねています。	(学校教育課) 各学校において防犯教室の開催や、警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。 保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取り組みを実施します。 (子育て支援課) 公立各保育所・幼稚園では子どものころから防犯、避難訓練に対して意識させるため保育時間等に地震や火災発生を想定した避難訓練を実施しています。災害から身の危険を守ることを幼少期から意識することで、とっさの時に指示に従い、落ち着いて行動できるよう、継続して訓練を実施します。		
<p>【参考：民間団体、ボランティア団体等での取り組み】(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、令和2・3年度は内容の変更・休止等あり) 民間団体においても、災害時対応の講習を実施され、安全教育の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ：災害時対応の講習、ハザードマップの配布など</p>										

第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和3年度事業)

令和3年度

令和2年度(最終)

資料1-1

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和6年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和3年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何ができて、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成割合 (%)
5 安心して暮らせるまちづくりの推進	(4) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	①公共施設などのバリアフリー整備		公共施設に設置している育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)の日常点検、定期点検を行います。設備の状態や設置後の年数を踏まえながら、育児支援設備の更新も検討します。	継続	子育て支援課	公共施設等のトイレに設置したベビーキープ等の育児支援設備が設置後10年を経過することから、メーカーによる点検を行います。	平成23年3月に公共施設に育児支援設備を設置済。日常点検、定期点検を行います。		
		②雇用の創出と若い世代への就職支援	ものづくり産業雇用支援助成事業 創業支援事業	子育て家庭等の生活基盤の安定と定住を促進するため、京都府や民間企業と連携しながら積極的に企業誘致に努め、新たな環境や産業の雇用の創出を図ります。 また、ハローワークやジョブパークと連携し、子育て家庭への就職のマッチングに重点を置くとともに、就職のしやすい環境づくりを進めます。	継続	商工課	ハローワークや京都ジョブパーク等と連携し、これら関係機関が開催するセミナーの周知等、若者の就職につながる啓発を行います。 また、地域の人材や活力を生かした経済発展を促すため、商工会等が行う起業支援や商工業者への取り組みを支援します。	ハローワークや京都ジョブパーク等と連携し、これら関係機関が開催するセミナーの周知等、若者の就職につながる啓発を行います。 また、地域の人材や活力を生かした経済発展を促すため、商工会等が行う起業支援や商工業者への取り組みを支援します。		
		③賑わいと安心の生活環境づくり	商店街活性化推進交付金事業 園部城まつり実行委員会補助金事業	子育て家庭の消費意欲が高まり安心して買い物ができる安心安全で賑わいのある商店街づくりを進めます。また、定期的な商業イベント等の開催により子育て 家庭同士が出会い、つながることのできる場を創出します。	継続	商工課	商店街活性化推進交付事業(誇りと絆の賑わい商店街づくり事業)による商店街事業者の連携により、様々な年層の市民が買い物しやすい環境づくりをめざします。 また、商業イベントを定期的に活性化し、家庭同士のつながりの場を提供します。	商店街活性化推進交付事業(誇りと絆の賑わい商店街づくり事業)による商店街事業者の連携により、様々な年層の市民が買い物しやすい環境づくりをめざします。 また、商業イベントを定期的に活性化し、家庭同士のつながりの場を提供します。		
		④若者定住施策の充実	定住促進事業 (Uターン者住宅購入等支援事業) (子育て応援住宅支援事業) (地域連携型住宅整備事業)	南丹市定住促進アクションプランに基づき、子育て世帯などの定住促進に取り組みます。 Uターンする子育て世帯への支援、多子世帯や三世代同居・近居を始める世帯への支援など、子育て世代など若い世代にターゲットを絞り込んだ施策を推進します。 また、空き家・空き店舗を活用し、お試し住宅・シェアオフィスといった複合的な機能を持つ定住促進拠点施設を整備する地域団体の支援などにより、若い世代が地域とつながりながら定住するための基盤を整備します。	継続	地域振興課	市内での永住又は5年以上にわたって居住する意思を持ち、満18歳未満の家族とともに転入した転入者に対して南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱に基づき商品券を交付することにより、定住促進を図ります。 また、多子世帯で居住又は三世代同居・近居するために必要な改修に対し補助金を交付し、子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世代同居又は三世代近居による世代間支援の促進し、定住促進を図ります。 ほかに、地域団体の企画立案により、整備、運営される、お試し住宅及び定住促進の拠点としての機能を果たす施設の整備に対し補助金を交付し、空き家の活用による地域の定住促進を図ります。	市内での永住又は5年以上にわたって居住する意思を持ち、満18歳未満の家族とともに転入した転入者に対して南丹市Uターン者住宅購入支援商品券交付要綱に基づき商品券を交付することにより、定住促進を図ります。 また、多子世帯で居住又は三世代同居・近居するために必要な改修に対し補助金を交付し、子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世代同居又は三世代近居による世代間支援の促進し、定住促進を図ります。 ほかに、地域団体の企画立案により、整備、運営される、お試し住宅及び定住促進の拠点としての機能を果たす施設の整備に対し補助金を交付し、空き家の活用による地域の定住促進を図ります。 令和2年度：転入者が転出者を上回る転入超過状態。		
		⑤定住促進に向けた情報の発信	定住促進事業 (定住促進サポートセンター運営事業)	若者や子育て世帯の定住促進に向けて、市ホームページの移住・定住支援サイト「なんくら」や広報紙などを活用し、住まいに関する情報や起業につながる情報などを発信します。 また、地域の紹介や情報を発信する、集落の教科書などの地域情報発信ツールづくりを推奨します。 常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。	継続	地域振興課	平成27年9月に定住促進の拠点施設として、旧五ヶ荘小学校内に設立した「南丹市定住促進サポートセンター」を平成30年度から日吉支所内に移転し、定住促進につながる情報発信、移住相談を実施しています。目標相談件数年間300件。 また、南丹市定住促進サイト「なんくら」から情報発信をします。	平成27年9月に定住促進の拠点施設として、旧五ヶ荘小学校内に設立した「南丹市定住促進サポートセンター」を平成30年度から日吉支所内に移転し、定住促進につながる情報発信、移住相談を実施しています。目標相談件数年間300件。 また、南丹市定住促進サイト「なんくら」から情報発信をします。		